

令和4年度裾野市農業委員会8月総会 議事録

1. 開催日時 令和4年8月10日(水) 午後1時30分から午後2時5分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦		
2	志村 重利	8	渡邊 博美			富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一			深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
		12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

6	杉山 邦利	10	渡邊 光枝	東	市野 哲也	富岡	勝又 一郎
---	-------	----	-------	---	-------	----	-------

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

7	鈴木 知華	8	渡邊 博美
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 8号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第 9号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第1 2号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて
- (4) 議第1 3号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第1 4号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (6) 議第1 5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和4年度裾野市農業委員会8月総会を開会します。
 本日の委員は12名中10名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、7番 鈴木知華委員、8番 渡邊博美委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第8号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第8号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1

(議案朗読により説明)

議 長 　ただ今の報第8号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、報第9号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～4 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。報第9号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～4

(議案朗読により説明)

議 長 　ただ今の報第9号 番号1～4について、質疑等がありましたらお願いします。

飯塚邦彦委員 　番号3の申請地の面積について、登記簿面積の内の一部を申請地としているが、登記簿面積よりも大きい面積を申請地としている筆もある。どういうことか。

事務局 　実測値を申請しているため、登記簿面積よりも申請面積が多少大きいことはある。

議 長 　ほかに質疑等がありましたらお願いします。
こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、議第12号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて 番号1 及び
議第13号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1は関連
がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第12号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて 番号1 及び
議第13号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　続きまして、地区担当委員 推進委員 杉本義明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　申請地は、御宿台こども園から北に約110メートルのところに位置します。
申請地は調整区域内の農地です。面積は2筆合計で552㎡、地目は登記簿・現況
ともに畑です。

　渡人は昭和58年に相続により取得しましたが、高齢のため今後の耕作が難しくな
ってきたことから、近隣する農地で営農をする受入との間で売買の話がまとまり、申
請に至ったものです。

　1478番10は、平成8年に農地法第5条の許可を受け、駐車場敷地として利用
する予定でしたが、その後当事者同士の意思により、贈与がなされず現在に至りまし
た。そのため、転用許可どおりの事業計画が実行されなかったため、農地法第5条の
許可の取消し願いと農地法第3条の申請に至りました。

　耕作は夫婦と同居する娘夫婦の4人で行いますが20年ほどの農業経験があり、経
験や技術について問題ありません。

　必要な農機具も所有しており、申請地取得後は露地野菜を栽培する計画であるた

め、営農に問題はないかと思えます。

申請地取得後の経営農地は、3, 568㎡で、下限面積を満たしています。通作にかかる時間は車で2分程度です。

他の農地についても概ね適切に管理されています。また、従事日数の基準や地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議長 　ただ今の議第12号 番号1及び議第13号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第12号 番号1及び議第13号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 　それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第14号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1こちらの案件については、志村重利委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、志村重利委員は、議案審議の間、一時退席願います。

(志村重利委員 退席)

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第14号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 　続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又俊博委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　申請地は、JR岩波駅から南東約370メートルに位置します。

申請地は、譲渡人が水稻を作付け、利用していました。

譲渡人は、障がい者の自立、就労支援や地域をつなげ人材育成等を行うことを目的に特定非営利活動を行う法人で、現在市内複数の施設で運営しておりますが、活動を行なう上で手狭になってきたことから新たな事業地を探していました。

譲渡人は、申請地を平成27年に取得し、水稻作付けを行ってきましたが、譲渡人からの相談があり、賛同し候補地となった申請地を譲り渡すことで話がまとまり今回の申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思えます。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

県福祉関係部局への確認や都市計画法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の北側は水路、東側は原野と宅地、南側は宅地、西側は市道に面しています。

木造2階建ての建築物と駐車場が設置される計画となっており、敷地内はアスファルト舗装され、排水は道路の既設集水桝へ、隣接地との境界には見切り工とネットフ

エンスが設置されるため、周辺に影響が無いよう計画されています。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 　　ただ今の議第14号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第14号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。

（志村重利委員 入室）

議 長 　　次に、議第15号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号1、2は関連がありますので、一括して審議いたします。

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第15号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号1、2

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 宮崎慎一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員、

利用権設定地は、深良交番から北東へ約85メートルに位置します。

利用権設定地は3筆で、青地農地です。地目は、公簿、現況ともに田です。

面積は、3筆合計で3,175㎡です。

貸人①は昭和62年に相続により、貸人②は平成25年に相続により、それぞれ農地を取得しました。

利用権設定地は、貸人が高齢になり、近年は保全管理の状態が続いていました。近隣で耕作をしている借人は生産拡大のため、農地を探しておりました。貸人と借人の間で、農地中間管理事業を活用し、利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は認定農業者で、露地野菜の生産を精力的に行っております。経営農地は約5,471㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、露地野菜を作付ける予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長 　　ただ今の議第15号 番号1、2について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第15号 番号1、2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第15号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第15号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号3

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 5番 柏木一男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、富岡中学校の東側に位置します。
利用権設定地は2筆で、白地農地です。地目は、公簿が田、現況が畑です。
面積は、2筆合計で95㎡です。
貸人は令和4年6月に、官地の払い下げ手続きを行い、農地を取得しました。
利用権設定地は、払い下げ手続きをする以前より、農地利用集積円滑化事業を、現在は農地中間管理事業を活用して、農地の貸借をしております。払い下げ手続きにより、新たに登記されたため、改めて利用権を設定することで話がまとまり、農地中間管理事業を活用しての、計画の提出に至ったものです。
借人は、主に露地野菜の生産を精力的に行っております。経営農地は約15,000㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。
貸付期間は、一体利用している農地の貸付期間に合わせ4年8カ月までとなり、使用貸借によるものです。
耕作管理計画によると、露地野菜を作付ける予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第15号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第15号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
これをもって令和4年度裾野市農業委員会8月総会を閉会します。

令和4年8月10日(会議録署名人)

7番署名人

鈴木 知華

8番署名人

渡邊 博美